

Title	中世スコットランド史と公文書史料
Sub Title	Public records in Scottish medieval history
Author	坂下, 拓治(Sakashita, Takuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2017
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.4 (2017. 3) ,p.71(417)- 83(429)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20170300-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世スコットランド史と公文書史料

中世においてスコットランドは、様々な点でイングランドと類似していた。そのことが歴史家によってたびたび指摘されてきている。「その王国「スコットランド」における組織が、その言語がそうなったように、イングリッシュ English になったかのように見える。まるで二つのイングランドがあり、そのうちの一つがイングランドと呼ばれているかのようである」⁽¹⁾。「ブリテン諸島のうち最も大規模にイングランド人が移住し、イングランド人化した部分が、政治的独立を維持し、イングランド人から勇敢にもそれを守るための能力を証明した国 country であった。スコットランドにおいてこそ、イングランドの影響、すなわち法、制度、保有慣習、都市の発展、貨幣鑄造、取引様式、言語などにおける影響が疑いなく非

常に大きかった」⁽²⁾。このような指摘にも関わらず、イングランドを念頭に置いて中世スコットランドの歴史を研究するには困難を伴う。ひとつは、似ているからこそその困難である。言語や組織、それを表す用語をイングリッシュと共有する場合が多く、それがスコットランド固有のあり方を覆い隠してしまいがちである⁽³⁾。もう一つの困難が、史料の欠乏である。これらにより、中世スコットランドの実像が分かりにくいものとなっている。本研究ノートでは、中世スコットランド史のための史料の状況を、イングランドのそれと比較しながら紹介したい。特に、公文書、すなわち、人々によって受領された文書ではなく、発給者、あるいは作成者であるスコットランド王側に保存された文書の状況を概観する⁽⁴⁾。

坂下 拓治

史料にはさまざまな種類があるが、その中で「公文書(公的記録) public record」と分類される史料群がある。それは、公権力によって行政や処理の遂行の過程で作成、あるいは使用された文書で、その後その処置に関係した人々自身によって彼らの管理下に保存されるものと大まかに定義されても良いであろう。⁽⁵⁾ エディンバラの公文書館の総合記録館 General Register House の歴史部門における管理者を一八九五年から一九〇六年まで務めたジョン・メイトランド・トムソンによる例を借れば、「メルローズ修道院の証書は記録 record であるが、メルローズ年代記は記録ではない not record。国璽(王の大印章)の登録簿は公記録 public record であるが、証書が言及している土地の所有者によって保管されている証書の原本は私記録 private record である」。⁽⁶⁾ 一三世紀以降のイングランドを扱う歴史研究では、このような公文書史料が不可欠となっている。⁽⁷⁾ 対して、スコットランドの状況はどうであろうか。中世後期イングランド行政史を専門とする歴史家による「スコットランド王」ジェイムズ三世の治世「一四六〇―一八八年」に国璽により発給されて記録された文書の数が年平均三三五通であるのに対し、同じ時期のイングランドでは年一万通の国璽による

文書が記録されている」という言葉は、両国の公文書の状況の違いを端的に語っている。⁽⁸⁾ これほどまでに大きな差が存在すると、歴史研究の手法が異なってきたであろう。なぜこのような状況が生じているのだろうか。その差を生じさせている一要因が、イングランドの公文書の豊富さである。例えば、イングランド史上最初の公的記録と呼べるものは『ドウムズデイ・ブック』であり、その次が一二二九年から翌年の財務を扱うパイプ・ロールであるといつて差支えないだろう。しかしそれらはどちらかというと孤立した例であり、体系的かつ継続的な記録の保存という意味では、一二世紀末までに大きな変革が生じた。⁽⁹⁾ マイケル・クラランチーが「一二世紀は文書の作成にとって大きな時期だったが、一三世紀はその保存にとつて偉大な時期だった」と指摘しているように、この両世紀のイングランドは教皇庁のみが比肩しうるほどに、発給される文書数を急増させ、そして、体系的に保存するようになった。⁽¹⁰⁾ ここでは代表的なもののみを挙げるだけでも、イングランド中世史研究に利用可能な公文書の豊富さを十分に示すことができるであろう。第一に、財務記録であるパイプ・ロールの継続的作成と保存である。ヘンリー二世の治世第二年(一一五五

一五六年)以降のそれがほとんど途切れなく保存されている。第二に、裁判記録である。リチャード一世の時にはクリア・レギス・ロールが保存されるようになり、一三世紀にはそれが王座裁判所録と人民訴訟裁判所録として分かれて記録されるようになった。第三に、尚書部

(大法官府 *chancery*) 管轄の文書保存である。それによってジョン王の治世が画期だった。一一九九年から証書録 *charter rolls* が、一一〇一年からは開封書状録 *patent rolls* が、一一〇四年から封緘書状録 *close rolls* が登録を開始した。その他、許可料録 *fine rolls*、支払権限授与書録 *liberate rolls* や、ガスコン・ロール *Gascon rolls* といった特別な地域で発給された文書の登録簿、さらにはパラメント・ロールも尚書部の管轄で作成・保存された。⁽¹²⁾ 以上のものがほんの一部となり、中世イングランドの公文書を形成している。

対して、中世スコットランド史のための公文書は少ない。以下でその理由を紹介していきたい。第一は人口規模の違いである。国勢調査のような統計の出現以前の人口を正確に知ることは困難をとまなうが、一三〇〇年頃のスコットランドの人口は四〇万人から、最大でもせいぜい百万人であり、イングランドとの比は一对六ほどだ

ったとされている。⁽¹³⁾ この人口のどの程度の割合が文書を求めるような層だったかを知る術はないが、人口の少なさに比例して文書への需要が小さくなるため、発給数とともに保存数が減少するのは当然だろう。

第二の理由は喪失である。古今東西、史料が失われる出来事が起こっているが、中世スコットランド史にとって著しい損失となり、ここで特筆すべき「事件」が二度起きている。それらの二度の喪失は、二度にわたるスコットランドの被征服と関係している。第一は、一三世紀末のイングランド王エドワード一世によるものである。

「スコット人の鉄槌」とも呼ばれるエドワードは、一二九六年にスコットランド王ジョン・ベイリアル王位の剥奪を宣言し、スコットランドの宝物管理官 *treasurer* に任命されていたヒュー・クレッシンガム *Hugh Cressingham* にスコットランドの文書を委ねた。彼が受け取った文書はロンドンに送られ、一三二三年にはまだそこに存在していたことが知られている。さらに、スコットランドとイングランドとの間の戦争を終えることを定めた一三二八年の条約内には、スコットランドに関係する文書の返還が記されている。「イングランド王の管理下に置かれているスコットランドの自由に関するすべての

他の文書や特許状は、スコットランドの王に返上され、元に戻される⁽¹⁴⁾。しかし、実際には文書が返還された形跡はなく、それ以降その行方がどうなったかは明確には説明されていないし、今後されることもないだろう⁽¹⁵⁾。

第二の喪失が、一七世紀のクロムウェルによる被征服にまつわるものである。一六五〇年、クロムウェルによる進軍により、エディンバラに保管されていた文書をスターリング城へと退避させた。しかし翌年、その城が征服軍の手に落ちたあと「スターリング城へ置かれたすべての文書と王の表象物はロンドンへと運ばれ、ロンドン塔内で記録長官 *master of the rolls* の指示によりふさわしい場所にて保管される」と定められ、文書はロンドンへと持ち去られた。一六五七年に一部が返還され、さらに一六六〇年に王政が復古するに際して、残りの文書も返還されることになった。一〇七の大樽、一二の箱、五の大かばん、四の樽に詰め込まれた文書が、フリゲート船であるイーグル号に積み込まれて北へと船出した。しかし、荷物の超過と嵐との遭遇のために、ヤーマスにて八五の大樽を別の商船、エリザベス号へと移した。その二艘の船は船団を組んで進むことになっていたが、何らかの理由でエリザベス号は遅れてしまい、嵐によって運

んでいた文書もろとも海に沈んでしまった。イーグル号は、移さなかった文書とともにエディンバラの外港であるリースに到着することになった⁽¹⁶⁾。以上の二つの出来事によって、一三〇六年までのほぼすべての、そしてそれ以降の大部分の公文書が失われてしまった。

第三の理由が、記録保存の未熟である。記録を保存すること、次段階として、それをのちに参照するために利用することは能率的な行政のために不可欠である。これは統治の「永続性」を示し、さらには「家産国家」から「官僚制国家」「近代国家」の起源の兆候の一つとみなされている⁽¹⁷⁾。以下にて、スコットランド国王行政がどのような記録保存を試みていたのかについて、エドワード一世の征服の前後に分けて概観していきたい。

スコットランドにおける文書の作成と保存は一二・一三世紀に徐々に発展していった。一一世紀末にスコットランド王ダンカン二世の名で発給された証書が現存しているが、常設の王の文書作成組織のようなものがあつたとは見られていない。一一二三年頃に最初の尚書官 *chancellor* が現れ、それ以降徐々に王の文書作成組織、すなわち尚書部 *capella regis* が形成されていったと考えられている⁽¹⁸⁾。一二世紀後半、遅くとも一三世紀初頭には

記録を保存していた形跡が見つかり、スコットランドが他のヨーロッパ諸国と軌を一にしていた証拠と見なされてきている。⁽¹⁹⁾ また、おそらく一二四〇年代に、遅くともその世紀の末には、登録簿担当官 clerk of the rolls が任命されており、このことは発給文書の保存の組織化が進んでいたことを示している。⁽²⁰⁾ しかし実際に文書保存がどのようなものであったかを知るには、断片的な情報に頼らざるを得ない。前述のように、一三世紀の公文書はエドワード一世によって取り除かれてしまったため、彼の征服以前の登録簿の原本はただの一つも現存していないためである。それ以前の文書保存のあり方は、エディンバラ城に保管された文書の四つの「目録 inventory」から窺い知れるのみである。⁽²¹⁾ 四つの目録のうちの一つはアレクサンダー三世の時代に彼の命令により、残りの三つはエドワード一世の上級領主権主張時代に彼の命によって作成されたものである。歴史家はこの目録を根拠として「エドワード一世の征服以前に文書保存が高度に発達していた」と主張する傾向にあった。⁽²²⁾

しかし現存する証拠の詳細な検討は、文書保存はイングランド等と比べると異なった形で進展していたことを示している。例えば、イングランドの尚書部（大法官

府）の登録でよく知られていた分類、すなわち狭義の証書 charter と開封書状 letter patent、封緘書状 letter close の分類は、スコットランドの登録では見つけることはできない。⁽²³⁾ また、エディンバラの「宝物庫」は王の個人的な倉庫でもあったため、目録に記載された証書は発給したものの控えだけでなく、「一葉の文書」を多く含んでおり、それはもともとの被贈与人によって放棄されて取り消された証書であったようである。⁽²⁴⁾ さらに、より最近の詳細な研究は、当時のスコットランドにおける文書保存の「未成熟」を描いている。⁽²⁵⁾ その研究によると、裁判、財政、発給文書と三種類に分類できるような記録は確かにエディンバラ城に保管されていたが、体系的で日常的な実践の結果であったわけではない。第一の裁判記録は、人々が参照したいという欲求が強かったため、最も長い歴史を持ち、一二二〇年代にさかのぼることができると。一二五一年まで下ると、審問や踏査といった裁判に係る記録の控えが修道院によって参照されていた証拠が存在する。さらに、ジャステイシャーによる巡回裁判でも記録が作成されるようになり、王の尚書部はそれを保管しようとして試みていたようである。第二の財政記録は、当初見なされていたような一二世紀末からの発展ではな

く、一二四〇年代頃からのものだったようである。会計報告は、部局化されていたわけではなく、機会にすぎなかったため、財政活動の記録は王の尚書部において作成されていた。このことが、財政記録の体系的作成を妨げ、財政記録の巻物は、各会計報告で各自作成された文書を事後的に一つにまとめ、複数の会計年をまたがって作成されていた。第三の発給文書の控えは、一二五〇年代以降ある程度の日常的頻度で作成されるようになったが、発給時にその都度作成されたというよりも、事後的に、しかも記録管理者の個人的な事業として行われていた。²⁶つまりこの時期記録は、特に財政記録と発給文書の控えは、将来の参照を意図して作成されたものではなく、「記録のための記録」にすぎなかった。

このような一三世紀までに対して、エドワード一世による征服から独立を回復して以降はどのような状況だったであろうか。先に述べたように、こちらの期間についての文書も多くが失われてしまっている。例えば、国璽文書の登録簿の多くと、シェリフの会計報告のほとんど、そしておそらく王の評議会とパラメントの議事録のすべてが失われてしまった。²⁷そのため、一四・一五世紀の文書保管のあり方も、それ以前の時期と同様に、現存し

ている限られた文書を参考に組み立てざるを得ない。いずれにしても、ロバート一世の治世が文書保存の新たな始まりとなり、しかもその使用という観点では前世紀からの進展がみられた。

例えば、国璽文書の登録簿は、その使用が意図されて作成、さらには編集されていた。²⁸失われる前のロバート一世の登録簿は一五（あるいは二一）の巻物と二葉からなる一冊の小冊子で構成されていた。²⁹現存しているのは一つの巻物のみであるが、それに加えて、喪失前に作成されていた複数の転写と二つの目録を当時の国璽文書保存のあり方を考察するための情報源として利用できる。

ロバート一世の登録簿は「未分類巻物」「地域別分類巻物」「被贈与人別分類巻物」の三つに大きく分けることができる。同一内容の登録が複数の巻物に現れる場合があり、未分類巻物が分類巻物の情報源となって編集が加えられていたことを示している。唯一現存している巻物は地域別に分類されたものであり、シェリフ管区名が見出しとして挿入されていた。各登録は、その文書でやり取りされている贈与物（主に土地）が位置するシェリフ管区ごとに分類されている。このような実践は、ロバート一世の国璽登録簿がのちの利用を意図して作成されて

いたことを示している。

その意図には、王と受益者の双方の関心が反映している。そもそもロバートの登録簿は、一三二四年一月の王に逆らうものに対する没収宣言以降の贈与の下書き、あるいは権限授与状として機能した控えの保存から始まった。この時期に証書の発給数自体が増加したことと登録が始まったことは、支配権を確立しつつある王によって発給された文書を登録してもらうことで、土地保有を確たるものにしたという欲求の高まりが人々の間であったことを表している。ただし、すべての発給証書が登録されていたわけではなかったことを鑑みると、受益者は登録してもらうために手数料を払っていたようである。他方で、シェリフ管区ごとに登録が分類されていた事實は、それが会計報告を意図して作られたことを示している。王が土地からのあがりを確保するためには、会計報告を担当していたシェリフの担当管区ごとの分類が便利だったためである。このような王と受益者の双方の利害関心が、分類と未分類の巻物の並存、登録された内容の省略のされ方の不均一、日付のあるなしといった、一見すると不合理な登録のされ方を説明している。

このように、ようやく一四世紀になって文書保存の有

用性が人々によって認識されていた証拠を見つけることができる。そして、一五世紀にはさらなる状況の変化が見られた。そのきっかけは、ジェイムズ一世のイングランドの捕囚からの帰還であった。彼がイングランドで学んできた行政のあり方をスコットランドへと導入し、おそらくその結果、ジェイムズ三世と四世の治世の文書はより多く現存している。⁽³⁰⁾しかし、そのような改善を踏まえても、以上で見えてきたような小規模の作成、文書保存の遅い発展、著しい喪失という三点が重なることで、スコットランド中世の歴史研究にとって利用可能な公文書が少ない状況になっている。以下で、一五〇〇年までに記録されて現存している公文書を、財政記録、王の印章を付して発給された文書、パラメントやその他の会議の議事、裁判記録、その他という五つに分類して概観したい。⁽³¹⁾

第一の財政記録。スコットランドでは、一六世紀まで財政は部局ではなく機会により処理されていた。財政記録の作成は一八〇年頃までさかのぼることができるという主張もあるが、いずれにせよ一三世紀以前の原本は現存していない。ただし一二六四年から一二六六年までと一二八八年から一二九〇年までのものは、失われる前

にハディントン伯によって複写されていたものが残っている⁽³³⁾。現存する最古の財政記録は、一二二六年の Tainpat 城の城代の会計報告である。その時以降ほぼ毎年、何らかの形の財政記録が残っている。ただし、多くの個々の巻物は失われており、例えば一五世紀末までのシェリフによる会計報告はほとんどが失われた⁽³⁴⁾。長く宮内長 Chamberlain が財政の責任者であったが、一四二四年以降、会計係 treasurer と監査官 comptroller の役職が新たに設立され、それぞれが分担して財政を担当するようになった。会計係の会計報告は一四七三年から七四年と一四八八年からのものが、監査官の会計報告は一四九一年から九八年のものが現存している⁽³⁵⁾。また、一四七九年からは王領地の賃借料の記録が残るようになった⁽³⁶⁾。

第二の王の印章による発給文書。国璽を付して尚書部から発給される文書は、先にみたように、一三世紀半ばから複製が保存され始めた。一四二四年までの記録は一二の巻物と一冊の本でのみ現存し、ロバート一世が一つ、ロバート二世が八つ、ロバート三世とその摂政が三つという内訳であり、デイヴィッド二世の巻物は全て失われてしまった。多くのものが一六六〇年までは存在しており、その時までには目録やいくつかの複写が作成されたの

は先に示した通りである。一四二四年からは登録簿の形式が巻物から書物へと変わり、それ以降個々に失われたものもあるがより完全に近い形で現存している。そのため、王の名で発給された文書で、受領されたものを集めて出版する『スコット人の王の文書 Regesta Regum Scottorum』シリーズは、一九五〇年代に着手された当初、一四二四年までのものを出版する予定だった⁽³⁷⁾。また、スコットランド王は国璽の他に、王璽（個人印章）を一三世紀半ば以降保持しており、ロバート一世の治世以降はある程度日常的にそれを使用していた⁽³⁸⁾。しかし王璽による文書の登録の開始は一五世紀末を待たなければならなかった⁽³⁹⁾。このような発給文書の登録を史料として利用する際に注意すべきことは、すべての発給文書が登録されたわけではないという点である。つかの間の役割しか持たない文書はほぼまったく登録されないし、重要な贈与でさえも登録されなかったものが少なくない。そのため、先述のように登録手数料を支払う必要があったことや、王による登録の信頼性がどのように認識されていたかを考慮しなければならぬ⁽⁴⁰⁾。

第三のパラメント等の会議の議事録。パラメントという名前を冠した集まりは、スコットランドにおいて

一三世紀半ば以降見られた。一四二四年以前は記録が断片的で、ジョン・ベイリアルJohn Baylyの二回（一二九二年と一二九三年）、デイヴィッド二世の二回（一三六八年と一三六九年）、ロバート二世の二回（一三八八年と一三八九年）のパーラメントの不完全な記録は巻物形式で現存している。一四二四年以降は状況がわずかに改善し、さらに一四六六年以降は継続的に書物形式で取られた記録が現存するようになった。また、一三世紀から一五世紀のいくつかのパーラメントについては、半公式な手稿によって記録が残されている⁽⁴¹⁾。

第四の裁判記録。先に述べたように、参照したい欲求が強かったため裁判に係る記録は早くから取られていたと考えられる。しかし、中央による系統だった文書の作成とその残存の状況は、上の三つの分類の記録よりも劣悪と言わなければならない。一四世紀以前のもっぱら裁判を扱った公文書は存在しないため、その時期の裁判の証拠は、王の印章により発給された文書等、偶然に残存している文書の中から見出さなければならぬ⁽⁴²⁾。中央裁判所である最高法院が設立されるのは一五三二年であり、それ以前は王により任命された聴聞官 *auditor* や国王評議会によって民事裁判が扱われていた。その記録がそれ

ぞれ一四六六年からと一四七八年から残っている。刑事裁判はジャスティシヤーの巡回裁判において扱われ、その記録が一四九三年から残っている⁽⁴³⁾。

第五のその他。これは、一二八一年のアレクサンダー三世の娘とノルウェイ王エリクとの婚姻に係る契約、一三二二年のノルウェイとの条約、一三三〇年の「アープロウス宣言」、一三二六年のフランスとの「古き同盟」、一三二八年のイングランドとの条約、教皇からの教書などであり、のちに「国家文書 *state paper*」と呼ばれる文書群を形成することになる⁽⁴⁴⁾。

以上が、三五対一万というイングランドとの現存数の差を生じさせている中世スコットランド史研究のための公文書の概要である。充実した公文書史料の残存により、歴史学が深化を見ている他の地域の中世後期と比べると、この損失は甚大である。スコットランド史にとって画期的研究となったスマウトによる著作『スコットランド国民の歴史』が一五六〇年を開始としているのは決して偶然ではない。その時以降ようやくスコットランド社会とその構造、その内部での緊張を分析することができるようになる⁽⁴⁵⁾と指摘されている。しかし、誰かを断罪したり、嘆いたりすることがこの研究ノートの目的ではない。べ

イリアルのパラメントの巻物や、一三五七年から一四〇二年までのいくつかのパラメントの議事を記録した一五世紀の手稿は、一九世紀頃までイングランドで他の文書に紛れていたため現存しているように、征服時に持ち去られたおかげで現存している文書もある⁽⁴⁶⁾。このような幸運を喜び、利用可能な史料に取り組みのが歴史研究なのである。

註

- (一) James Campbell, 'The United Kingdom of England: The Anglo-Saxon Achievement', in *Uniting the Kingdom?: The Making of British History*, ed. by A. Grant and Keith J. Stringer (London, 1995), pp. 31-47, at p. 47.
- (二) R. R. Davies, *The First English Empire: Power and Identities in the British Isles 1093-1343* (Oxford, 2000), p. 170. 最もイングラント化した部分が「逆説的に」イングラントからの独立を保ったことが、中世スコットランド史研究の一つの軸となっている。
- (三) 例えば中世スコットランド史において依然重要な概説書 *by the Scotland: The Making of the Kingdom* (Edinburgh, 1975) の中で、イングラントによる影響が強い中で作成された文書を用いてスコットランド王の統治を描くところ: *Scottish King's Household*, ed. by Mary Bateson, in *Miscellany of the Scottish History Society, vol. II* (Edin-
- burgh, 1904), pp. 2-43. 近年、スコットランドとイングランドとの違いを明確にする努力が進められてきている: David Carpenter, 'Scottish Royal Government in the Thirteenth Century from an English Perspective', in *New Perspectives on Medieval Scotland 1093-1286*, ed. by Matthew Hammond (Woodbridge, 2013), pp. 117-59; Alice Taylor, *The Shape of the State in Medieval Scotland, 1124-1290* (Oxford, 2016).
- (4) 受領された文書や、叙述史料、史料の出版等に関しては、別の機会に紹介したい。
- (5) Gordon Donaldson, *Sources of Scottish History* (Edinburgh, 1978), p. 9. ナルソンはイングラントのヒラリー・ヒンキンソン Hilary Jenkinson の定義を援用している。同じく扱う「公文書」は、例えばフワマンヘル・トット「西欧中世の私文書(一〇一―三世紀)」(岡崎敦訳・解題)『史編』一四四(二〇〇七年)・七七一―〇七頁や『西洋中世学入門』(高山・池上編、東京大学出版会、二〇〇五年)などでの公文書と私文書の区別とは必ずしも一致しない。例えばガルブレイスは発給された王の証書を公文書 public record としている: V. H. Galbraith, *An Introduction to the Use of the Public Records* (Oxford, 1934), p. 16.
- (6) J. Maitland Thomson, *The Public Records of Scotland* (Glasgow, 1922), p. 1.
- (7) Cf. G. R. Elton, *England 1200-1640* (London, 1969).
- (8) A. L. Brown, 'The Scottish "Establishment" in the Late

- 15 th Century', *Juridical Review*, New Series, 23 (1978), pp. 89-105, at p. 90.
- (6) スターブーン・チャーナ「自らに語る――一五四年から二二六年におけるインクワントの国王記録をマンス・ユエ朝諸王」鶴島博和・春田直紀(編)『日英中世史料論』(日本経済評論社、二〇〇八年)一〇五-一二〇頁。
- (10) M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record*, 3rd edn (Oxford, 2013), Chapter 2.
- (11) Clanchy, 'The Work of Hubert Walter', in his *From Memory*, pp. 70-75. 尚書館の登録などの程度ゆかりは、かごころには依然議論がなされている。Nicholas Vincent, 'Why 1199? Bureaucracy and Enrolment under John and his Contemporaries', in *English Government in the Thirteenth Century*, ed. by Adrian Jobson (Woodbridge, 2004), pp. 17-48; David Carpenter, "'In Testimonium Factorum Breuium': The Beginnings of the English Chancery Rolls", in *Records, Administration, and Aristocratic Society in the Anglo-Norman Realm: Papers Commemorating the 800 th Anniversary of King John's Loss of Normandy*, ed. by Nicholas Vincent (Woodbridge, 2009), pp. 1-28.
- (12) 上の節でのロールの数等の概観は主にEiton, *England*, Chapter 2に依拠した。
- (13) Lord Cooper, 'The Numbers and the Distribution of the Population of Medieval Scotland', in his *Selected Papers 1922-1954* (Edinburgh, 1957), pp. 133-141; Ian D. Whyte, *Scotland before the Industrial Revolution: An Economic and Social History c1050-c1700* (London, 1995), pp. 38-40.
- (14) 一二九六年、一三三三年、一三三八年の情報についてはそれぞれ次を参照されたら: *Anglo-Scottish Relations 1174-1328: Some Selected Documents*, ed. by E. L. G. Stones (Oxford, 1965), pp. 151, 153 and 335.
- (15) 上の註を参照せよ。Bruce Webster, *Scotland from the Eleventh Century to 1603* (London, 1975), pp. 124-125に依拠した。
- (16) Thomson, *Public Records*, pp. 15-16; Scottish Record Office, *Guide to the National Archives of Scotland* (Edinburgh, 1996), pp. x-xi.
- (17) Clanchy, *From Memory*, esp. Chapter 5; ショート・スターバヤー『近代国家の起源』(薙記識一訳、岩波書店、一九七五年)一六一頁。
- (18) 十六世紀後半から「王のチャペル」と呼ばれた詩人のコングラド・アホリ L. Murray, 'The Scottish Chancery in the Fourteenth and Fifteenth Century', in *Écrit et ponctué dans les chancelleries médiévales: espace français, espace anglais*, ed. by Kouky Fianu and DeLloyd J. Guth (Louvain-la-Neuve, 1997), pp. 133-51, at p. 135; G. W. S. Barrow, 'The Scots Charter', in his *Scotland and its Neighbours in the Middle Ages* (London, 1992), pp. 91-104.
- (19) G. W. S. Barrow, 'The Capella Regis of the Kings of Scotland, 1107-1222', in *Miscellany V*, ed. by Hector L. MacQueen (Edinburgh: Stair Society, 2006), pp. 1-11.

- (20) Alice Taylor, *Shabe*, p. 401.
- (21) Taylor, *Shabe*, pp. 400–17; Thomson, *Public Records*, pp. 2–6. 一八二二年の「日録」について *The Acts of Alexander III King of Scots, 1249–1286*, ed. by Cynthia J. Newell and Grant G. Simpson, Regesta Regum Scottorum, 4 pt 1 (Edinburgh, 2012), pp. 37–39 を参照せよ。また、この日録は次の文獻に印刷されたこと : *Acts of the Parliaments of Scotland*, ed. by Thomas Thomson and Cosmo Innes, 12 vols (Edinburgh : Record Commission, 1814–1872), i, pp. 107–118.
- (22) Geoffrey Barrow, 'The Pattern of Non-Literary Manuscript Production and Survival in Scotland, 1200–1330', in *Pragmatic Literacy, East and West, 1200–1330*, ed. by Richard Britnell (Woodbridge, 1997), pp. 131–45; Taylor, *Shabe*, pp. 400–401.
- (23) Geoffrey Barrow, 'Typology of Scottish Acts, c. 1230–c. 1350', in *Diplomatique royale du moyen-âge XIII e–XIV e siècles*, ed. by José Marques (Porto, 1996), pp. 69–75.
- (24) Taylor, *Shabe*, pp. 409–410; Thomson, *Public Records*, p. 55.
- (25) 以下 Taylor, *Shabe*, pp. 399–437 に依拠した。
- (26) 記録保管が個人的事業であったことは「記録担当官の信頼性に依存していた」十三世紀前半頃までのメンタラメントが通じること : Clanchy, *From Memory*, p. 166.
- (27) Alexander Grant, 'Service and Tenure in Late Medieval Scotland, 1314–1475', in *Concepts and Patterns of Service in the Later Middle Ages*, ed. by Anne Curray and Elizabeth Matthew (Woodbridge, 2000), pp. 145–79, at p. 147.
- (28) この頁は *The Acts of Robert I King of Scots, 1306–1329*, ed. by A. A. M. Duncan, Regesta Regum Scottorum, 5 (Edinburgh, 1988) を参照した。
- (29) 複数の巻物が一つに縫う合われる時期により、その総数が増える可能性がある。
- (30) Thomson, *Public Records*, p. 12; Webster, *Scotland*, p. 151.
- (31) 半格式の二文種を参照した : Scottish Record Office, *Guide*; M. Livingstone, *A Guide to the Public Records of Scotland Deposited in H. M. General Register House, Edinburgh* (Edinburgh, 1905).
- (32) Donaldson, *Sources*, p. 14.
- (33) Livingstone, *Guide*, p. 33.
- (34) Webster, *Scotland*, p. 126; Grant, 'Service and Tenure', p. 147.
- (35) Abhol L. Murra, 'The Pre-Union Records of the Scottish Exchequer', *Journal of Archivists*, 2 (1961), pp. 89–101, at p. 95.
- (36) これらの現存する文書の大部分は *The Exchequer Rolls of Scotland*, ed. by John Stuart et al., 23 vols (Edinburgh, 1878–1908) に含まれる。会計係の会計報告については *Accounts of the Lord High Treasurer of Scotland*, ed. by T. Dickson and J. Balfour Paul (Edinburgh, 1877–1916) 参

て出版されたこと。

- (37) のちに当初の計画は変更されて、一三七一年のライオン・マウズ二世の治世の終わりを扱ってそのシリーズを終えることになったこと。

- (38) 坂下拓治「スコットランド王ロバート一世の王権と印璽(上・下)」『史学』八五／四、八六／一―二(二〇一六年)を参照されたこと。

- (39) Thomson, *Public Records*, pp. 64, 70.

- (40) Webster, *Scotland*, pp. 132, 147-8. 国璽について Thomson et al (Edinburgh, 1882-1914) '王璽について *The Register of the Priory Seal of Scotland*, ed. by M. Livingston et al, 8 vols (Edinburgh, 1908-1982) に於いて印刷されたこと。

- (41) Donaldson, *Sources*, p. 16; Thomson, *Public Records*, pp. 29-30; Webster, *Scotland*, pp. 128-130. それらの証拠のほとんどは *Acts of the Parliaments of Scotland* における出版されたこと。これを再整理して、バーナムメントにて発給された証書を加えるのが *The Records of the Parliaments of Scotland to 1707* (<http://www.rps.ac.uk/>), ed. by K. M. Brown et al (St Andrews, 2007-2016) にて利用可能なこと。

- (42) そのような証拠を集めたものに、例えば Lord Cooper, *Select Scottish Cases of the Thirteenth Century* (Edinburgh, 1944) & Hector McKechnie, *Judicial Process upon Brieves, 1219-1532* (Glasgow, 1956) があること。

- (43) *The Acts of the Lords Auditors of Causes and Complaints*, ed. by T. Thomson (Edinburgh, 1839); *The Acts of the Lords of Council in Civil Causes*, ed. T. Thomson et al, 2 vols (Edinburgh, 1839 and 1918); Webster, *Scotland*, pp. 159-160.

- (44) 以下に分類される文書のほとんどは *Acts of the Parliaments of Scotland & Facsimiles of National Manuscripts of Scotland*, 3 vols (Southampton: Ordnance Survey, 1867-1871) にて出版されたこと。

- (45) Webster, *Scotland*, p. 229; T. C. Smout, *A History of the Scottish People, 1560-1830* (Glasgow, 1969).

- (46) Webster, *Scotland*, pp. 128-129.